



しゅぶと川



旗を目指して猛ダッシュ！ ～ 雪中レクリエーション 2月22日

contents

主 内容
な

平成26年第1回臨時会

②

平成25年第4回定例会

③～⑤ 補正予算、条例の改正など

⑤～⑥ 平成24年度決算を認定

⑧～⑬ 一般質問（3人の議員が質問）

委員会報告

⑦

第185号

平成26年3月6日発行

ブナ北限の里
KUROMATSUNAI

コミュニティ防災センター 整備関連予算が可決

第1回

臨時会

1月24日

が計上され、原案のとおり可決された。

平成26年第1回臨時会では、役場庁舎耐震改修とコミュニティ防災センターの整備に関する予算

本事業は平成26年度予算で実施予定であったが、25年度中であれば有利な起債（借入金）を活用できること、国の補正予算

による「がんばる地域交付金」の創設により財源が見込めることから25年度に前倒しして事業実施し、次年度に繰り越すも



耐震改修後の役場庁舎とコミュニティ防災センター（予想図）

のである。

今回の補正予算では、

庁舎耐震改修とコミュニティ防災センター整備に係る工事費のほか、工事期間中に一時的に役場機能を町民センターに移転するための経費、それに伴う町民センターの改修工事費が計上されている。

【補正予算】

一般会計

▼役場庁舎耐震改修及びコミュニティ防災センターの整備に関わる経費のほか、不足する除排雪機械借り上げ料、白中屋体耐震改修の実施設計に要する経費など、合わせて6億7000万8千円を増額。

（原案可決）

【承認】

専決処分

▼西熱郭地区営農用水の漏水により、緊急を要する配水管の敷設替工事費として、一般会計を125万円増額。

（承認議決）

【改正された条例】

特別職の給与減額

▼国保病院職員の寿都医師会との兼職問題での管理責任をとり、町長と副町長の給与を1ヶ月10%の減額を行うため黒松内町特別職員の給与に関する条例の一部改正を行った。

（原案可決）

【設置】

特別委員会設置

▼国保病院の医師2名の退職を受けて、国保病院の今後の在り方等調査特別委員会が設置された。

【報告】

委員会調査報告

▼国保病院職員の寿都医師会との兼職調査特別委員会の調査報告が行われた。

（7ページ参照）

【行政報告】

町行政報告

▼国保病院職員の寿都医師会との兼職問題等について、監査委員による監査と町議会特別委員会による調査中間報告を受けて、町長等の減給など町が講じる措置を特別委員会に説明した。今後は、公務に係る法令遵守を徹底して公正な職務の遂行に努めていかなければならないと考えている。

などの選択肢を検討していききたい。良質かつ適切な医療を効果的、継続的に提供するための体制を、いかに確立できるかも考えながら進めていきたい。

国保病院の今後の在り方等調査特別委員会

第1回臨時会で、国保病院の医師2名が退職するとの行政報告がされたが、議会としても今後の国保病院の医療体制に強い懸念をいだき、国保病院の今後の在り方について提言するべく、特別委員会を設置した。

これまで、1月24日と2月3日の2回にわたって委員会は開催され、町長から後任の医師の招聘については厳しい状況である旨の説明を受けた。委員会としては、国保病院の現状が予断を許さない状況であることから、早い時期に委員協議の上、本町のより良い医療体制の構築のために町に提言していく。

交流施設への支援を拡大

去る12月9日、平成25年第4回定例会が開かれた。一般会計補正予算など町長からの提出議案のほか、議員提出による意見書案など19の案件を可決。また、議員3人による一般質問が行われ閉会した。

第4回定例会では、歌

才自然の家や黒松内温泉などの交流施設の修繕費、交流施設を運営する第三セクター株式会社ブナの

里振興公社に対して貸し付ける運営資金を増額する経費などを盛りこんだ一般会計補正予算案と、条例改正案が上程され、原案可決された。

経営安定のための運営資金としてブナの里振興公社に無利息で貸し付ける資金は、黒松内町第三セクター事業運営等資金貸付条例で上限1000万円と定められているが、今回の条例改正案で20

補正予算

質疑応答

ブナの里振興公社の経営状況について

問 ブナの里振興公社の経営状況は。また、町として施設の運営に対してどのように考えているのか。

答 企画調整課長 (蛭沢議員)

平成24年度の決算については当期利益60万5千円となったが、次期の繰越損失が886万4千円と依然として多額となっている。そうした状況が続いているので、健全経営に向けた対策が急務だという認識を持っている。

あわせて、平成25年度の半期、9月末の3つの施設の総売上げが前年比で約690万円ほど減少している。25年度についても非常に厳しい状況が想定される。経済情勢や燃料油の高騰などの要因もあるかと思うが、厳しい状況が続いていると認識している。

施設別では、24年度決算で自然の家とトワ・ヴェールⅡは対前年度比で売上げが増えているが、ブナの森温泉の売上げが減少している。温泉の対策が急務になっていると考えている。

答 鎌田町長

交流施設の運営については、まず施設の運営をお願いしているブナの里振興公社の考え方というのが最優先だと思うが、町としては各施設の老朽化が進んできているので、改修をしなければならぬ部分がたくさんあるし、その改修時期に合わせていかにお客様に来ていただけるかという視点での改修など、しっかりと戦

略を持った上で次の改修もしていかなければならないだろうと思っている。

温泉のヒノキ風呂の改修について

問 ヒノキ風呂の修繕工事費が87万2千円だが、金額が低すぎるのではないか。以前に改修したときは、300万～400万ぐらいだったと聞いている。本当にヒノキなのか。

答 企画調整課長 (忠鉢議員)

今のヒノキ風呂は平成17年度の改修を経て、使い続けてきた。その後、経年劣化が進んでヒノキ材自体も白っぽくなっていくところや黒ずんできているところもあり、印象としてよくない部分もある。さらに木材のすき間からお湯が漏れており、防止対策をしなければならぬ状況である。あのヒノキ風呂を作り直すには、概算で約600万程度かかる。また、温泉についてはヒノキ風呂以外にもさまざまな修繕箇所があり、その修繕費も非

常に大きなものになるということから、ヒノキ風呂については、まずは応急的な処置をしたいと考えてこの金額になった。

内容としては、ヒノキ風呂本体は手をつけなくて、ヒノキの上にヒバ材を張ってお湯の漏れを防止するもので、3年ほどはもつので、温泉の改修を年次的に考えて、ヒノキ風呂の根本的な改修をしたいと考えている。また、ヒノキ材を使用すると、

ヒバ材に比べ耐用年数が半分ぐらいで応急処置の期間が短くなるので、そういうことも勘案して今回はヒバ材にした。それと、この施工内容については、公社と十分協議して、公社からのアイデアとして出てきている内容となっている。

トワ・ヴェールの配送料について

問 特産品手づくり加工センター費の通信運搬費(配達運賃等)の中身を教えてください。今回128万4千円増額と

いうことだが、配達運賃が増えるということは加工センターの経営が順調に推移しているということとで理解してよろしいか。

(藤村議員)

答 産業課長

通信運搬費については、ギフトや取引に伴う商品を発送するための送料で、取引量が増えたため送料が増えている。また、取引先の要望として大量の在庫を持ちたくないから小口で送ってほしいということもあり、そういう要望に応じていくと、発送回数が増えていく。それらの要因が重なって、今回この送料の予算が不足している。トフ・ヴエールに関しては、皆様にご心配をいただいているところだが、今期に関しては新商品の発売や、各方面に営業に出かけて物販を行っていることなどがあって、若干ではあるが赤字に持っている見込みになっている。

補正予算

一般会計

▼景観形成を推進するための廃屋撤去や修景事業奨励金の件数が増えたことによる不足分の増額、保育所入所児童数の増加に伴い不足する扶助費の増額、教員住宅1棟1戸の改修工事に要する経費の増額などに、事業費の確定による減額などを差し引いて、941万3千円を減額。(原案可決)

簡易水道特別会計

▼電気料金の値上げによる光熱水費の増、事業費の確定による減など、差し引き5万5千円を減額。(原案可決)

下水道事業特別会計

▼電気料金の値上げによる光熱水費の増、事業費の確定による減など、差し引き19万8千円を減額。(原案可決)

国民健康保険特別会計

▼特定健康診査等データ管理システムの更新経費として、27万円を増額。

(原案可決)

後期高齢者医療特別会計

▼後期高齢者医療広域連合負担金分の一般会計への繰入金など、14万7千円を増額。(原案可決)

国保病院事業会計

▼職員の退職等による人件費の減、燃料費など経費の増、差し引きすると会計総額での増減はなし。(原案可決)

改正された条例

ブナの里振興公社への支援拡大

▼黒松内町第三セクター事業運営等資金貸付条例を改正し、ブナの里振興公社への貸付上限額を2000万円へ引き上げた。(原案可決)

職員昇級の停止

▼人事院勧告を基本とし、55歳を超える職員は原則昇級を停止するよう黒松内町職員の給与に関する条例の一部改正を行った。(原案可決)

意見書

4件の意見書を採択

提出先	結果	発議者	件名
国会内閣	原案可決	岩澤史朗	森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書
国会内閣	原案可決	岩澤史朗	J R北海道の重大事故・トラブルの徹底した原因究明と安全運行を求める意見書
内閣	原案可決	蛭沢儀弘	2014年度地方財政の確立を求める意見書
内閣	原案可決	蛭沢儀弘	利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書

報告

定例監査の結果報告

▼黒松内小学校工工改修外構工事ほか8件の現地調査を行い、事務及び施工とも適正に行われている旨報告された。



定例監査の様子（黒小工工改修外構工事）

行政報告

町行政報告

▼障がい者福祉サービス事業所に対する特別地域加算金未払い問題について、本町において未払いが判明した。特別地域加算は、過疎地域や豪雪地帯が対象となり、事業所がサービスをを行った際、15%を上乗せするもので、未払いとなった原因は、制度の周知不足などにより事業所が加算金を請求できなかったことによる。本町の未払いの対象事業所は合計4カ所、未払い額約14

例月出納検査の結果報告
▼平成25年8月分～平成25年10月分の出納検査の結果、誤りは認められなかった旨報告された。

委員会調査中間報告

▼国保病院職員の寿都医師会との兼職調査特別委員会の調査中間報告が行われた。
(7ページ参照)

0万円程度になる見込みである。今後は、後志総合振興局の指導を得ながら、各事業所などとも十分協議をして対処していきたい。

▼平成25年10月18日に開催された株式会社ブナの里振興公社の取締役会において、お亡くなりになった菅原代表取締役の後任として鎌田良雄副社長が新たな代表取締役として選任された。故・菅原前代表取締役におかれては、まちづくりの核となる交流施設において、民間事業者のノウハウや経営手法を活用し、創意工夫をもって管理運営に当たられ、四半世紀にわたりブナの里振興公社の代表として健全経営に尽力され、多大な功績を残された。改めて菅原前代表取締役感到感謝の意を表するとともに、後任の鎌田新代表取締役には、より一層の健全経営を進められることを期待する。

▼平成25年1月から1年間実施していた、北海道日本ハムファイターズ「北海道全力応援プロジェクト」市町村応援大使事業について、全事業が終了した。本事業は最初の年ということもあり、メディアにも大きく取り上げていただき、応援大使である大引選手の本町訪問も大きく報道された。このようにさまざまな形で本町をPRできたことは、大きなプラスになったし、大変ありがたいた企画だったと球団の皆様に感謝している。来季は応援大使であつた大引選手がキャプテンとしてがんばっていただけたと思うので、これからも地域密着球団として日本ハムファイターズを応援していきたいと考えている。

▼その他、ふるさと納税による寄附を受けたことについて、農作物の生産状況について、など鎌田町長から行政報告があつた。

平成24年度決算を認定

決算審査特別委員会

平成24年度各会計決算について、特別委員会を設置し、平成25年11月28日と29日の2日間に渡って審査を行った。委員会の審査意見をもとに、各会計決算を第4回定例会にて認定した。

一般会計歳入では、昨年度と比較して町税を含む自主財源は減額、地方交付税を含む依存財源は増額となった。地方交付税の収入全体に占める割合は47・5%と約半分を占めており、地方交付税に頼らざるを得ない財政状況になっている。

各会計決算額

一般会計	歳入	48億5145万5千円
	歳出	46億3698万3千円
簡易水道特別会計	歳入	8585万2千円
	歳出	8417万5千円
公共下水道事業特別会計	歳入	1億8450万4千円
	歳出	1億8208万4千円
国民健康保険事業特別会計	歳入	1億3664万7千円
	歳出	1億3454万4千円
老人保健施設事業特別会計	歳入	4669万8千円
	歳出	4669万8千円
後期高齢者医療特別会計	歳入	4780万8千円
	歳出	4550万2千円
合計	歳入	53億5296万4千円
	歳出	51億2998万6千円

特別委員会

質疑応答

赤井川食農教育ファーム構想について

問 赤井川食農教育ファーム構想推進事業の内容は。また、この計画を今後どのように進めていくのか。また、高速道路からの降り口に案内板があるが、たどっていったもなかなか見えないなど、町外の人にはとまどいがあるようだが、今後どうしていくのか。

答 企画調整課長

赤井川食農教育ファーム構想推進事業の内容は、体験農園の管理運営、構想を進めるにあつた課題解決のためのアドバイス業務委託、それと起業可能性調査施設改修ということ、ブナリンカフェの改修とプレハブを1棟拡張している。赤井川構想の今後の展開という

ことでは、平成25年度の鎌田町長の町政執行方針の中で、現在整備済みの施設などについては有効に活用していくが、それ以外のものについては、一旦立ち止まって整理をしていきたいと述べられている。また、課題解決について大きく2点のアドバイスをいただいております、マルシェという産直を軸として推進していく方法、それといるいるな実践者などをコーディネートしていくようなサポートセンターの組織の在り方という2点についてアドバイスをいただいているので、こういった方針に基づいて今後進めていきたい。あと、高速道路の降り口の看板については、今後どうするかを検討していきたい、と思っている。

答 鎌田町長

計画自体は前町長の計画であつたし、私はそれに異論がある立場で話をしているが、既に整備されたものについては有効に活用していくが、それ

以外については立ち止まって、もう一度考えたいと思っている。考えたいという意味においては、これから整備していくものについては必ずしも計画どおりに進まないと思っているし、私なりに広く白井川地域全般にわたっての考えも持っているの、そういう部分も含めて今後考えていきたい。

研究者用住宅の整備について

問 24年度には南北海道生物多様性センター整備で2000万円近い予算が計上され、議論した中で議会としても了解したが、その後町が取りやめた経緯がある。もともと研究者住宅が非常に手狭だということと、採取した研究材料のクリーニングが住宅の流し台だけでは不便で苦労されているので、生物多様性センターを立ち上げようということだった。いい環境で研究していただくためには、良好な受け皿を用

意するべきと思うが、現状の住宅を手直ししてそのまま使っていくのか、新たな場所を求めていくのか、今後はどのように考えていくのか。

答 環境政策課長

(畑井委員)

豊幌の研究者住宅の利用状況は、23年度の利用は147日、利用者が延べ274人。近年では23年度に利用が大変多かったことも踏まえて、生物多様性センターの整備を計画していた。24年度の利用は111日、利用者が延べ199人というところで、前年に比べて3割ほど落ちてきている。25年度の利用は今時点で55日、利用者が延べ89人で減少してきている。住宅について、利用者の東大の学生にお聞きしたところ、外に水道があると調査道具を洗ったりできるなど意見があったので、平成25年度の当初予算に計上し、住宅の環境向上に努めたところである。また、ブナセンターの駐車場にある多目的保管庫

の中に台所があり電気も引いている部屋があるのでそこも利用していただいて、補助的にその他の施設が必要だという声があれば、検討はしていきたい。

答 鎌田町長

新たな施設整備については、我慢できるものには我慢していくべきと思っている。今使える施設を最大限利用して、そのためには少し不便をおかけする部分も当然出てくると思うが、そこは勘弁していただきたいと思います。教員住宅の適正配置で、これからも使うものの、地域住民への売却などで処分できるものを整理していくが、その中で



ブナセンターの多目的保管庫

研究者用住宅として活用 つかは検討していきたい。できるものがあるのかと

決算審査特別委員会 審査意見

一般会計

○ 赤井川食農教育ファーム構想推進事業については、事業計画の見直しなど、今後の方向性を協議・検討し、早急に結論を出すよう努めていただきたい。

簡易水道特別会計 公共下水道事業特別会計

○ 使用料及び手数料に多額の収入未済額が生じております。その徴収業務には努力を傾注しているところですが、長期滞納者を中心にその債権管理に万全を期すよう努めていただきたい。

国民健康保険事業特別会計

○ 国民健康保険税に多額の収入未済額が生じております。その徴収業務には努力を傾注しているところですが、長期滞納者を中心にその債権管理に万全を期すよう努めていただきたい。

また、国民健康保険税の値上げについては、慎重に対応していただきたい。

老人保健施設事業特別会計 後期高齢者医療特別会計

○ 意見なし

総務経済常任委員会

北海道新幹線及び並行在来線経営分離について

北海道新幹線及び並行在来線経営分離については、新幹線の札幌延伸に伴うトンネル掘削残土の処理について、町と合同で木古内町と青森市の処理の実態の視察を行うなど委員会として調査を行ってきた。

12月13日に行われた委員会では、町側から残土受入地の選考方針など説明を受けた。選考方針の中では、トンネルの東川斜坑口からおよそ15km範囲内であること、0・5ヘクタール以上の規模であること、表流水を使用している飲料水の集水域内を避ける、といった基準を示された。基準に合致する町有地がないことから、民有地から選定し、今後所有者からの希望を募るための公募を行っていく方針である旨の説明



青森市大坪土捨場の浸出水観測点視察

を受けた。

委員からは、朱太川への影響も考慮すべき、八甲田トンネルの残土処理では浸出水が出なくなるまで検査することなどので本町においては湿地をえらぶべきではない、といった意見が出された。また、残土の管理にあたって町としての環境基準を設けて毎年点検していく仕組みをつくるべきだ、といった意見も出された。

国保病院職員の寿都医師会との兼職調査特別委員会

平成24年第4回黒松内科議会定例会で前町長から、社団法人寿都医師会の決算が関係諸帳簿の不備などから信憑性がないとして北海道から改善指導されている旨の行政報告がされた。

委員会調査報告

調査意見（抄）

- 1、医師会事務を行っていた国保病院の臨時職員について、多大な時間に及ぶ超過勤務命令がされていたが、人件費の予算案可決にあたり、議会が想定していた本来業務以外の事務を多くこなしている事例が見られることは、好ましい状態ではない。さらに、月平均約40時間もの超過勤務を行っていることについては労働基準法上許容されるとはいえず、かなりの負担となることは間違いなく、他の職員への勤務の割り振りや事務員の雇用等の措置を行い労務管理を徹底するべきであった。
- 2、医師会の事務局が道立寿都病院から国保病院に移転して以来、医師会の事務局を兼職していた国保病院職員が手当を受け取っていたことは、地方公務員法第38条に規定する営利企業等の従事制限に違反する行為である。この規定についての任命権者の許可については、口頭での許可でも有効であるが、移転当時の任命権者である町長に、事務局員に対して報酬が発生することの認識があったかについては疑問が残る。報酬が発生することの認識がなければ、地方公務員法第38条第1項後段の規定を解除する根拠がなく違法な兼職状態にあることになる。また、人事異動等によって医師会事務局員が他の町職員に変更された際に、その都度許可を行っていたかについても同様に疑問が残る。このような疑問を残さないためにも、文書で適正な手続きを行うべきであった。
- 3、これら不適切と思われる点については、町として規律を維持するための対応が必要であると考えられるところ、町長をはじめとする関係職員について一定の処分を検討していることは妥当と思われる。また、その処分の程度についても妥当と思われる。
- 4、今後同様の事件が起こらないよう、法令等を遵守し町民の誤解を招くことのないよう努めることともに町民が安心してかかることのできる医療機関であるよう、職員の今後のますますのご努力に期待し、本委員会の調査報告並びに提言とする。

受け取っていた実態があること、病院内に医師会事務局が置かれているが医師会として病院施設の使用許可を得ておらず一部経費が病院会計から支出されていたこと、などが指摘された。

町議会としては、町民の代表としての目線で本件を掘り下げる必要があると判断したため、平成25年第3回定例会で本特別委員会を設置して調査を開始。平成25年9月13日、10月9日、12月2日、12月9日、平成26年1月7日の5回にわたって委員会を開催し、町長、代表監査委員、寿都医師会長から説明を求めるなどして調査を行ってきた。

調査結果については第4回定例会で中間報告を、平成26年第1回臨時会では最終報告を行い、調査を終了した。

一般質問

岩澤史朗議員 8～10

TPPが及ぼす本町への影響について

朱太川のアユのブランド化について

福本誠一議員 11～12

農業関係機関の活動を一元化するための統合拠点づくりが必要ではないか

菅 一議員 12～13

東山公園にヤギを放牧し、草刈り等の管理をしてはどうか

岩澤史朗議員

◆ TPPが及ぼす本町への影響について

◇ 交渉が農業に影響を及ぼす結果となった場合、関係団体と連携し、本町として何が出来なのか熟慮して対応したい



質問

TPPによる本町への影響についてお伺いします。

TPPの話は、3つの問題点があると言われています。

1つは、もちろん農業分野です。

関税撤廃による本町農業生産への影響試算表と

いうのを作っていたきました。それを見ますと、約30%くらい本町の農業が痛手を被るということであります。この詳しい分析は町長から話されると思いますので、聞かせていただきたいと思います。

皆保険、保険証1枚持てばどこでも医療を受けられる大変すばらしいことをやっています。これが結局は、アメリカの民間の保険業界などが入ってきて骨抜きにされてしまふというような時代が来るのではないかということと、これは医療関係者

アメリカの企業が投資をする、その権益を自分の投資したものに対して確保したいのです。アメリカの多国籍企業が最終的に自分が不利益だと思つたとおりの利益が入つてこないとなつた時に国や自治体を訴えることができるようになっていきます。

訴えたら大抵その国は負けているのです。何でも負けているのかなと思つたら、国際裁判というのがあつて、そこで訴えると裁判官がアメリカの多国籍企業の顧問弁護士をほとんどやっているの勝てないのです。アメリカには勝てない仕組みになっている。国を相手取つて多国籍企業が訴訟をするといろんな国でもの凄いお金を払つていて、国そのものが滅びていくということにもなりかねないような状況になつて

いるということでありまして、こんなことがありまして、このTPPが入ってきたら大変なことになるとつくづく思いました。



答弁・鎌田町長

本町のような小規模自治体、さらに、工業地帯ではなく農村地帯の自治体では、TPPによる恩恵を受けることはないものと判断できます。

関税撤廃で利益を受け

る輸出産業は、本町とは無縁であります。

首相が言葉にする「外国に輸出できる農産物や加工品を作り出し、農業所得を高める」ことも容易なことではありません。

一方で、基幹産業たる農業に関しては、関税撤廃により影響を受ける農産品目である米、小麦、小豆、乳製品などが該当してきます。

さらに、今年4月の北



今後の本町農業のために関係団体と連携した取組を

大名誉教授の太田原先生を講師に招いた講演会では、農産物や自動車などの関税撤廃の方法を議論する「市場アクセス分野」以外でも、保険などの「金融サービス分野」、食品の安全確保などの「衛生植物検疫分野」、中央・地方の物品・サービス調達の入札手続きなどの「政府調達分野」ほか、医療、福祉など様々な分野において本町でも影響が出るとのお話がありました。

りました。

本年3月に北海道農政部が示した関税撤廃による農業等への影響の試算によると、農産物19品目で2・7兆円減少する国の計算方法を踏まえて、北海道への影響は、12品目の生産額で4762億円減少するとされています。

公表されたものではなく、担当者レベルでの参考値としてのものです。J・Aによつていて約40億円と耳にしています。

議員のご質問の本町への影響額は、残念ながら道やJ・Aにおいて算出されたデータはなく、これから道やJ・Aの金額を参考に推計した農業生産額への影響をご説明申し上げます。

農業者の所得減少による購買力の低下や、離農などによる影響を考慮した町全体への経済波及までは、算定することは不可能ですので、ご理解をお願い申し上げます。試算した内容をご説明します。

米に関しましては、本町の場合もち米ですので

その影響は低いと推察され1200万円減少すると算出されます。

小麦、てん菜は、例外を除き全量外国産に置き換わるといわれていますので、小麦約4800万円、てん菜約390万円の売上げ全てなくなりま

す。小豆は、生産量の約3割の高級和菓子用を除き外国産に置き換わり、残ったものも価格は下落するといわれていますので、2200万円も減少すると予想されます。

乳製品は、外国製品と品質格差がないため全量が外国産に置き換わるといわれていますので、1億9530万円も減少すると予想されます。

牛肉は、本町の牛の販売は約7割が黒毛和牛の素牛ですので、影響が比較的少ないと考えられ、約3950万円減少すると予想されます。

これらの減少額を合計すると3億2070万円となり、J・Aをおした全体売上げのうち29%もが減少する計算になります。

これはあくまで単純計算ですので、採算の合わない作物が他の作物に転換されるなどの防衛策が取り組まれた場合、減少額が減る可能性はありますが、一般的にはTPP導入がきっかけとなって離農などの負の要素が進むと考えられますので、

むしろ減少率が増す可能性のほうが高いものと推察されます。

私は、これまでもTPPに関しましては、絶対反対の立場を貫き通してきましたが、現在に至つてはいかんともしがたい状況になってきています。交渉が農業に影響を及ぼす結果となった場合、減反廃止など他の農業政策も含め国の動向を注視し、道の対策、J・A等農業団体の対策を見極め、関係団体との連携や足並みをそろえた上で、本町として何ができるのかを熟慮して対応に当たつてまいりたいと考えております。

おしろ減少率が増す可能性のほうが高いものと推察されます。

私は、これまでもTPPに関しましては、絶対反対の立場を貫き通してきましたが、現在に至つてはいかんともしがたい状況になってきています。交渉が農業に影響を及ぼす結果となった場合、減反廃止など他の農業政策も含め国の動向を注視し、道の対策、J・A等農業団体の対策を見極め、関係団体との連携や足並みをそろえた上で、本町として何ができるのかを熟慮して対応に当たつてまいりたいと考えております。

◆ 朱太川のアユのブランド化について

◇ 漁協または旅館、飲食業の方など

多様な関係者のご理解をいただきたい

質問 朱太川のアユのブランド化について

であります。

11月15日に開催された「ここまでわかった朱太川のアユ」という勉強会がありました。この中で、

朱太川産のアユというのは、北限地帯のアユとして非常に貴重だという話がありました。また、今年はいじめて「利きアユ会」に参加した、その結果についてお聞きしたいと思

います。

この勉強会で先生は1つは遺伝的攪乱という話をしていました。

朱太川のアユの場合、寿都湾に秋から冬にかけておりてきます。そして、



昨年9月に開催された高知県での利きアユ会の様子

海水温が4度以下になったら、本来アユというのはすめないのだという話をしていたいただきました。ところが、北海道のアユというのは、寒冷に強いということでありまして。

放流アユと天然アユが一緒になると寒冷に弱いアユができるので、マイナスではないかという話をされました。そうであるなら、今後どういう対応をするのが一番よいの

か、町長に伺いたいと思います。

2つ目は、朱太川を大変褒めていただきました。ダムなどが全くなくて、

真つすべ源流まで行くのだと、こういうことで非常にすばらしい川だという話であります。ただし、全域に護岸があり、これが悪さをしているようにうたうたということあります。川の氾濫なども心配ですが、護岸を一部解

消しながらやってはどうかと、砂場、アユがたまれる場所、産卵場所が必要ではないかという話もされました。

最後にアユの利活用、この資源についてであります。黒松内のアユは、大変おいしいという評価をいただきましたけれども、どのようにブランド化していくのかと、いうことでありました。「利きアユ会」もその一つだと思いますし、本当にブランド化するには結構大変だと思っております。

これは、町だけでなく、漁協の力も借りながら団結して取り組まなければブランド化は難しいのではないかと思います。が、町長の考え、この3点について伺います。

答弁・鎌田町長

まず、先に開催いたしました説明会の内容について、簡単に説明いたします。

去る11月15日に、3年間継続して実施いたしました「アユ生息状況調査・保全計画作成」の報告会

を、その後、町生物多様性地域戦略住民説明会では、自然の恵みの活用例として朱太川アユのブランド化や経済効果に係る講演会を行ったところで

す。報告会では、調査委託をしている高橋勇夫氏からアユの産卵床や生息状況の調査結果に続き、保全や増殖のため、河川改修工事の改善や産卵場の環境保全などハード面の対策として10の取組を、人工ふ化の継続などのソフト面の対策として5つの取組のご提案がありました。

また、住民説明会では、プランナーとして企画事務所を運営されています中島和代氏から、北限域の美しいアユは、固有の個体群の可能性がある点も踏まえ、自然豊かな環境もアピールできる資源であるという点についてのご講演がありました。これら提案等を受け、また、町独自が考えた今後の取組の方向性では、ハード面は朱太川を管理している北海道に対して、

現在、北作開地区で行われている河川改修において、アユを含めた水生生物の生息環境が損なわれない工事となるよう強く要望していくとともに、護岸や河川敷地内の堆積土砂の現況に係る情報収集を行いたいと考えております。

ソフト面では、朱太川漁業協同組合との連携により、アユを食べることができる交流会や友釣り体験などのイベントの開催を考えておりますが、まず、漁協のご理解とご協力が不可欠でありますので、これらの内容を提案するとともに、率直なご意見やご助言をいただきたいと考えております。また、町内においてアユを旬の時期に食べていただける環境づくりの検討も進めます。

現在でも、旅館ではアユを提供していると聞きましてありますが、整った大きさのアユの数量確保が難しいとの声をいただいております。

この現状を解決するためには、漁協はもちろん

でありまして、アユを提供いただいている釣り人、旅館業や飲食業の方々、鮮魚を扱う小売店など多様な関係者のご理解が重要でありますし、課題を出していただきたいと思います。

本年度は、高知県で9月に開催された利きアユ会に初めて出展することにも、関係者と参加いたしました。

残念ながら予選敗退ではありましたが、来年度は再度、挑戦し、受賞できた際には、より朱太川アユの付加価値が高まるとともに、このことが自然環境面における朱太川の付加価値化にもつながるものと期待しております。

河川及びアユの生息環境の保全の取組は、短期間でできるものではありませんので、今後、朱太川漁協や北海道などの関係機関・団体とも連携をさせていただきながら進めたいと考えております。

福本誠一議員

◆農業関係機関の活動を

一元化するための統合拠点づくりが必要ではないか

◇農業関係機関の連携、ワンフロアー化に向けての

情報収集と検討を続けたい



質問

農業振興策について2点町長の考え方を伺いたいと思います。

まず、1点目ですが、行政、JA、普及センター等各関係機関がこれからの農業振興に共通する事務、活動等を一元化するための統合拠点づくりについてです。

町長は、本年3月の町政執行方針の中で将来のワンフロアー化も視野に入れた総合農業推進協議会のあり方を検討すると述べております。

農業全般を取り巻く厳しい諸情勢、最終局面の段階に入ったTPPの交渉、経営者の高齢化、後継者問題、農家戸数の減

少、不耕作地の増加など、まさに厳しい状況下にあります。

さらに、JA自身の経営合理化という名のもとに支所の縮小化や資材店舗の移転、普及センター職員の削減など、本来農家を側面からバックアップする体制の機関の指導力、協力等の体制が手薄になってきている状況であります。

これらの課題は、まさに本町農業の全般にとつて喫緊の課題であり、本町農業の5年、10年先を見据えたプロジェクトづくりや統合拠点づくりが必要であると思います。町長はどのような構想、計画で考えているのか、伺いたいと思います。

2点目は、現在実施されている小規模土地改良事業の牛舎、倉庫等の農業施設版の制度を検討で

きないかということであります。

現在実施されている小規模土地改良事業は、需要が多く、農家の方々には大変好評であります。土地改良は、農業経営基盤の最も重要な要素の一つでもあります。

本年度は春耕時の天候不順による影響で収量の減少や品質の低下による収入減、また、円高による資材の高騰や輸入原材料の高値による肥料、家畜飼料の高騰など、多岐にわたり農業経営を圧迫しております。

また、酪農家へ視点を向ければ、公社等で畜舎も整備してから30数年余りが経過しております。牛舎内各施設の老朽化であるとか、使用不能の状態となっている現状も見受けられます。

生乳の生産アップをす

るためにも、乾乳舎の増築であるとか、育成舎の整備、既存の牛舎内での搾乳の増頭のスペースの確保などの課題があります。畑作農家では、倉庫等の外壁や内壁などの改修や毎年収穫時に使用するフレコン等の購入に対する助成などを考えられないかということであり

ます。先行きが大変不透明で不安要素が多い中、厳しい状況ではありますが、行政からの支援対策として制度の検討、導入の考えはないか、町長に伺いたいと思います。

答弁・鎌田町長

本町の基幹産業であります農業の振興は、私の掲げた公約の最重要課題であります。

まず、1点目の農業関係機関の活動を一元化するための統合拠点づくりですが、既に私は「私の政策宣言」と称する公約で、町民の皆様にお約束しております。

役場、農業委員会、JA、普及センターなど関

係機関・団体がひとつの事務所で共通する事務を行う（仮称）農業振興センターを設置し、経営継承、法人化など農業者の現状に応じたきめ細やかな担い手対策に取り組むと申し上げております。

昨今、本町に所在する農業関係機関は、縮小、廃止の一途をたどっております。

まず、後志農業共済組合ですが、酪農の町の本町には家畜診療所があり、昼夜を問わず年中安心して家畜の疾病を診察してもらうことができましたが、本年度から倶知安にある診療所に合併となつてしまいました。

さらに現在、道内19の共済組合が5ブロック化に向けて動いていると聞いております。

JAは、現在、営農部門の職員数が支所で僅か4人となり、さらに、平成28年度には金融を除き

本町の支所機能は蘭越の基幹支所に統合される予定と聞いております。

本所や蘭越の基幹支所があるとはいえ、本町の

個々の農家をサポートする体制がそれでこと足りるかというところ、無理といわざるを得ません。

黒松内支所の営農部門の職員は、昼夜、平日週末を問わず農家、圃場、共選場といった現場作業に追われ、農業者の片腕としてなくてはならない存在ですが、支所の統合はその片腕をなくす状態を招くといっても過言ではありません。

農業改良普及センターの職員も現在では4人と半減し、農家戸数が減っているとしてもきめ細やかな技術指導に当たる体制が満足に構築されているとはいえません。

個々の機関が縮小・廃止され、これまで当たり前になされていたことができなくなり、農家や残された機関が代わりに処理しなければならぬ案件も出てまいります。

重複作業を避け、効率よく効果的な農業施策を展開するには、これら残された関係機関の統合が理想的ですが、簡単にできるものではありません。

せめて、一つの建物、一つのフロアーなど容易に連絡調整できる場所に関係職員が常駐することができれば、僅かばかりでも効率的になると考えられます。

しかし、これすらも実現するとすると、話題提起から始まり、課題の把握、個人情報や守秘義務をはじめ業務内容等を考慮した実現性の可否、費用対効果、既存施設の処理など、一朝一夕にできることではありません。

そこで、まずできることから始めるのと考える

のもとに、今年5月、町産業課、農業委員会、農業改良普及センター南後志支所、JAよつてい黒松内支所の四つの農業関係機関の担当者が一堂に会した農業関係機関情報交換会議を設置し、本年度のそれぞれの施策や業務計画を共有することをスタートさせました。

会議は、年度当初、予算時期、出荷高確定後など定期的に開催したいと考えております。

このような日ごろから

の良好な関係を積み重ね、しかるべき時期の農業関係機関の連携、ワンフロアー化に向けての情報収集と検討を続けてまいります。

次に、農業施設支援制度についてであります。

現在実施しております小規模土地改良事業は、生産基盤たる水田や畑の形質不良や排水不良が原因で、生産性や作業効率に難があるものの、費用面から改善が進まない状況を克服することを目的に、要する経費の一部を町が支援するものです。

平成23年度からスタートし、当初、平成23年度と平成24年度の2か年の事業計画でしたが、農業者から少額の負担で利用しやすく計画的に施工が可能なこと、JAからは本町の畑作の主要作物である種子馬鈴しょが4年輪作であり圃場を移動することから、4年間は継続実施してほしい旨の要望がありました。

そのため、今年度も事業を継続し、来年度に向けての要望の取りまとめ

をしているところであり

ます。
ご質問の牛舎等の農業施設版の制度ですが、小規模土地改良事業程度の支援策であれば、施設の機能向上に全く効果がな

いということはいえませんが、取組の範囲や規模が相当限定されるものと思います。
また、少額の設備更新

ということであれば生産基盤の機能向上というより老朽化した資機材の更新ということになりかねませんので、町単独での補助としてなじむのか疑問があります。
農業の生産性の向上に直接影響しない老朽化した施設や設備の更新ではなく、グローバル化、多様化、高付加価値化する市場ニーズに対応できる農業づくり、これからも生き残りのできる農業づくりのために限られた予算を重点的に措置し、本町の基幹産業の農業と牧歌的農村風景などの多様な資源を守っていくことが肝要であると考えております。

管 一議員

◆ 東山公園にヤギを放牧し、草刈り等の管理をしてはどうか

◇ 費用対効果を考えると

東山公園での動物飼育は、難しいものと考えている



質問 東山公園の活用方法についてであり

ます。

東山公園といえは、私の子供のころからスキー場がありまして、一冬に何回かスキー授業にきました。

その後、平らなところへ桜の木を植えて、また、斜面には芝グラウンドを植栽するなどし、町民の皆様が町を挙げての花見などのイベントも長年やられてきたところなのです。

十数年前からそのイベントも中止され、さらに、芝グラウンドも3年くらい前に森林公園へ移されており

ます。現在、平らなところ

へ桜の木を植えて、冬にはスキー場としてしか、手をつけられていないというのが現状であります。

しかし、スキー場は、ティーバーリフトも設置しながら使用しているわけですから、今後、もう何十年も草刈り作業をしている、本当に大変な作業だなと思っております。

そのような中で、いろいろな部分で2次的効果のある、ただ草刈りをしているのではなく、同じ経費をかけるのであれば何かいい方法がないかと思っていたところ、テレビを見ておりましたら昔ながらのヤギを放牧してヤギ除草をしている。こういう取組が本州の各自治体で行われ広がっているというのです。

日本では戦後間もないころには30万頭ほど飼育され、かつては当たり前

だったヤギ除草も、近代的な生活が進むにつれて衰退をしていったということなのであります。

北海道では余りなじみがないヤギ除草ですが、数年前からエコ意識の高まりもあり、動物による除草を取り入れる自治体が増えてきているということなのです。

経費節減ができるだけでなく、この公園に訪れた方々への癒やし効果もある、まだまだいろいろな効果がありますけれども、社会実験的にヤギ除草を取り入れる考えがあるのか、町長の考えを伺います。

答弁・鎌田町長

東山公園の管理面積は約3万7600平方メートルで、近年ではスキー場としての利用がほとんどであります。

以前には、商工会主催

の桜まつりやその後スキー場斜面に芝桜まつりなども開催され冬期間以外の利用もありましたが、現在の夏期間では、町民の皆さんが散歩やピクニックなどに利用されているのが現状であります。

東山公園にヤギ等を放牧してはどうかとの質問ですが、動物を飼育するとなると、夏期間は放牧できるものの、牧柵や水飲み場、避難舎を含む整備も必要であります。

冬期間などには飼育舎も必要となり、管理人や工サ代の費用も要することとなることから、費用対効果を考えますと東山公園での動物飼育は、なかなか難しいものと考えております。

仮に、動物を東山公園で飼うことにより、観光牧場的に利用も可能だとは思いますが、公園の地形等から、全面放牧というわけにはいかず、どうしても従来のように人力による草刈り等が必要であると思っておりますので、当分は、従来どおり

の管理をしていきたいと考えております。

また、余談になりますが、スキーには力を入れていかなければならないと思っておりますので、ティーバーリフトも大分老朽化しているというお話も聞いていますので、そういう部分はぜひ町民のためにも、危険防止のためにも手を加えていかなければならないと思っております。



どのような管理が最適なのか

おとわり

紙面の都合で質問内容を要約して掲載しておりますので、ご了承ください。



議会豆知識

議会で良く耳にする言葉の本当の意味をご存じですか？
議会用語の理解が深まれば、議会の傍聴や、インターネット中継が、よりわかりやすくなります。

定例会・臨時会

定例会とは、開催時期を決めて定期的に招集される議会のことで、本町では、3月、6月、9月、12月の年4回招集されます。たとえ、審議すべき案件が全くなかったとしても招集しなければなりません。

臨時会は、必要に応じて臨時に招集される議会のことで、あらかじめ決められた案件しか審議できません。

定例会と臨時会を「本会議」と呼ぶこともあります。

会期

議会が活動できる期間のことをいい、議会が議会としての権限を行使できるのは会期の間だけに限定されます。本町議会の会期は定例

会で約一週間、臨時会で1日の会期を設けるのが通例となっています。

議事日程

本会議の1日の会議進行の順序を記したもので、これがなければ会議を開くことができません。また、日程に記された議事がすべて終了したら、その日の会議は散会になります。

定足数・過半数

定足数とは会議を開くことのできる最低限の人数をいい、議員定数の半数以上と決められています。本町の本会議の場合、定数が9人ですから4・5人以上、つまり最低5人の出席がなければ本会議を開けないこととなります。

なお、議会の議事は、

委員会

出席議員の過半数で議決されます。本町議会の場合、9人全員が出席した場合、5人以上の賛成で議決されることとなります。議長の「〓は賛成多数です」という認定は、出席議員の過半数の賛成があったということなのです。

本会議の下審査機関で、より能率的、効果的に審議を行うために設置されます。本町議会では常設の総務経済常任委員会と議会運営委員会のほか、予算審査特別委員会など特定の案件を審査する各特別委員会が必要に応じて設置されています。

委員会も、原則会期中にしか開催できませんが、本会議での議決により会期が終了した後も開催することができます。本町議会の委員会も、ほとんどが会期以外に開催されています。

議会の動き

12月

2日 国保病院職員兼職調査特別委員会
5日 議会運営委員会
9日 国保病院職員兼職調査特別委員会
9日～第4回定例会
13日 総務経済常任委員会
20日 黒小開校130周年記念式典
23日 黒松内つくし園クリスマス会
30日 緑ヶ丘老人ホーム年取り

1月

5日 黒松内消防団出初め式
6日 新年交礼会
7日 国保病院職員兼職調査特別委員会

15日 松寿会新年祝賀会
24日 第1回臨時会
国保病院在り方調査特別委員会

2月

3日 国保病院在り方調査特別委員会
総務経済常任委員会
4日～南部後志町村議会正副議長会中央要望 (東京都)
12日 西予市表敬訪問団受入式
14日 北海道町村議会議長会理事会ほか (札幌市)
17日 総務経済常任委員会
議員協議会
23日 ふれあい雪まつり
近隣町村柔道大会
25日 後志町村議会議長会定期総会 (洞爺湖町)

3月

2日 町民ミニバレーボール大会
6日 議会運営委員会

議会を傍聴してみませんか？

議会のうごきをあなたの目で耳で

☆ 第1回定例会は、3月10日（月）から開会予定です。

☆ 詳しい日程については、町ホームページをご覧ください。議会事務局に直接お問い合わせ下さい。

編集後記

議会広報185号をお届けします。今回は、12月に行われた第4回定例会の内容などを掲載しています。

昨年春は、雪も少なく、暖冬気味でしたが、年が明けると記録的な豪雪、町民の皆さんも幾度となく雪かきに追われたことでしょう。一方、

2月下旬からの暖気で屋根からの落雪も心配されます。除雪による事故に遭わぬよう気を付けてください。

冬季オリンピックでは、努力が実りメダルを勝ち取った選手、惜しくもメダルに届かなかった選手など、悲喜こももてしたが、いずれの選手も全力を出し切った姿に感動を覚えます。日本選手団に今一度拍手を贈りたいと思います。

さて、国保病院の副院長と医長が退職されるということで、本町の医療体制が大きく揺らいでいます。議会としてはこの問題について特別委員会を設置し、町民の意見を反映しつつ、より良い医療体制の構築のために議論していきます。

4月から消費税が8%に上がり経済的には一段と厳しさが増しますが、春に向かうこの季節、気持ちはうらかに過ごしたいものです。

広報編集委員長

副委員長

委員 蛸沢 儀弘
忠鉢 廣喜
藤村 賢一

菅 誠一
福本 一

○ 発行 黒松内町議会
○ 編集 広報編集委員会

〒048-0192

北海道寿都郡黒松内町字黒松内302番地1

TEL 0136-72-3314 (直通)

FAX 0136-72-3830

MAIL gikai@town.kuromatsunai.hokkaido.jp



お願い

- ・議長宛の文書は、議会事務局までお届けください。
- ・この広報誌についてのご意見等がございましたら議会事務局までご連絡ください。

この広報は、自然環境への優しさを考え、再生紙と大豆インクを使用しています。